練馬区立保育園運営業務委託事業者選定委員会設置要領

平成 24 年 4 月 16 日 24 練教 C 保第 10016 号

(設置)

第1条 練馬区が設置する区立保育園(以下「保育園」という。)を運営業務委託するにあたり、その事業者を適正に選定するため、練馬区立保育園運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(設置の期間)

第2条 設置の期間は、平成24年4月から平成25年3月までとする。

(所掌事項)

- 第3条 選定委員会の所掌事項は次のとおりとする。
 - (1) 保育園の運営委託を行う事業者の選定に関すること。
 - (2) その他区長が必要と認めること。

(構成)

- 第4条 選定委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が任命または委嘱 する委員をもって組織する。
 - (1) こども家庭部長
 - (2) 保育課長
 - (3) 練馬区立保育園園長経験者1名
 - (4) 学識経験者2名
 - (5) 有識者2名
- 2 選定委員会の委員長は、こども家庭部長とする。
- 3 選定委員会の副委員長は、保育課長とする。

(運営)

- 第5条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、会務を総括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理 する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(現地調査部会の設置および構成)

- 第6条 選定委員会の所掌事項を調査するために、選定委員会の下に現地調査 部会(以下「調査部会」という。)を置く。
- 2 調査部会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 調査部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も、また、同様とする。

(選定委員会および調査部会の非公開)

第7条 選定委員会および調査部会の議事は、非公開とする。

(委員の責務)

第8条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(選定委員会の選定結果の報告)

第9条 選定委員会の設定結果は、委員長が教育長に報告するものとし、教育 長は報告を尊重して委託事業者を決定する。

(情報の公開)

- 第10条 プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準による。 (庶務)
- 第11条 選定委員会および調査部会の庶務は、こども家庭部保育計画調整課に おいて処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

別表1 (現地調査部会の構成)

保育課支援調整係長および次席 保育課栄養指導担当係長および次席 保育課看護指導担当係長 その他委員長が任命する者

付 則

1 この要領は、平成24年4月16日から施行する。